

国立大学法人和歌山大学における研究者の行動規範

平成21年3月24日

(役員会決定)

国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）に対し研究を遂行する上で求められる行動規範をここに定める。

(責任)

1. 研究者は、専門知識・能力の維持向上に努めると共に、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の維持に貢献する責任を有する。

(行動)

2. 研究者は、学術研究の自主性・自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に誠意をもって誠実に行動するものとする。また、学術研究成果の正確さや正当性を、社会に示すよう最善の努力をすると共に、自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加するものとする。

(研鑽と配慮)

3. 研究者は、自らの専門知識・能力の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すよう努力しなければならない。また、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、研究対象となる動物などについては真摯に扱わなければならない。

(公開と説明)

4. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に公開し説明すると共に、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立且つ客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努めるものとする。

(活動及び環境整備)

5. 研究者は、自らの研究の過程において、本規範の趣旨に基づいて誠実に行動し、研究・調査データの記録・保存などの適正な取扱いや研究費の適正な使用を徹底し、捏造、改ざん、盗用、不正使用などの不正行為をなさず、また、不正行為が起こらない研究環境の整備・維持も自らの責務であることを自覚し、研究環境の質的向上に積極的に努めるものとする。

(法令遵守)

6. 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則及び本学が定める関係規程等を遵守しなければならない。

(差別排除)

7. 研究者は、研究・教育・学会活動等において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反等)

8. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。また、他者の成果への批判や、他者による自己の成果への批判には誠実且つ真摯な態度で意見を交えると共に、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重しなければならない。